

図表1 公的医療保険の大きな分類

	窓口	対象	被扶養者
健康保険	組合 協会けんぽ(各都道府県)	会社員や公務員など 勤務している人	○
国民健康保険	市区町村役場※	自営業者など	×

※医師会国保や建設国保など、各業界に保険組合が存在する場合もある。

図表2 高額療養費制度の限度額算出式と算出例
(標準報酬月額28万~50万円の人の場合)

$8万100円 + (100万円 - 26万7000円) \times 1\%$

かかった医療費が全体(3割負担前)で100万円だったケースでは…
3割負担分=30万円。これに高額療養費をあてはめると…

$8万100円 + (100万円 - 26万7000円) \times 1\%$
=8万7430円 ←これが負担上限

超過分である、 $30万円 - 8万7430円 = 21万2570円$ が還付される

民間保険
利用の
基盤となる

「公的保険」の機能と活用ポイントを把握しよう



「補完的位置づけでの民間保険」推奨の前提となる、公的保険の制度概要や活用場面・条件等について解説します。

公的保険
その1

公的医療保険



「貯蓄」 蓄は三角、保険は四角」といわれます。貯蓄は少しずつ時間をかけて増えていきますが、その過程でも一定のリスクに備えておかなければなりません。そのギャップを埋めるのが保険の役割です。

よって家計管理のうえでは、貯蓄と保険のバランス・リスクマネジメントが求められますが、「それ以前の土台」として公的な保障があることを、金融機関の担当者として丁寧に伝えることが大切です。

日本では、公的医療保険制度は「国民皆保険」といわれ、全員が加入することになります。大きく分けると、会社員や公務員など勤務する人が加入する「健康保険」と、自営業者などが加入する「国民健康保険」に分かれます。

よって「自営業者で一定の所得があり、家族の人数が多い場合」などでは、保険料が各自自治体が定めている上限に達しており、会社員と比べて大きな負担を強いられるというケースもあります。

「医療費3割負担」以外にも利用できる制度が複数ある

健康保険・国民健康保険のいずれも、病院等での診療の際に「窓口での医療費負担が、原則3割になる」という点は把握している人が多いと思いますが、本稿では、それ以外にもどのような制度があるか整理します。

出産育児一時金

出産の際にもらうことができる一時金です。現在は原則42万円の支給です。病院などによって異なりますが、出産のために入院してから退院するまで1週間程度で、全国平均で約50万円がかかるようです。この出産育児一時金で大部分を賄うことができます。

前者の健康保険はさらに2つに分かれます。大手企業や業界などは従業員やその家族の人数が多いため、独自に健保組合を設けている場合があります。

そうではない場合、例えば中小企業などでは、各都道府県の協会けんぽ(正式名称は「全国健康保険協会」)に加入することになります。

ここで押さえていたい点は、「被扶養者」という制度の有無です。

会社員をはじめとした健康保険においては、「年収130万円未満」などの基準を満たした場合、被扶養者となって、保険料を負担しなくてもよくなります。

一方、国民健康保険にはこの考え方がありません。家族の人数、所得等に応じた保険料を世帯主がまとめて払うこととなります。

埋葬料

被保険者が亡くなった場合、埋葬を行う人に対して5万円が支給されます。

高額療養費

医療費負担が3割とはいえ、大きな手術や長期の入院などをすれば負担は大きくなります。この高額療養費制度は、一定の限度額を超えた分について払戻しを受けられる制度です。限度額の一般的な水準(標準報酬月額28万~50万円の人のケース)は、図表2の式で計算します。

例えば、かかった医療費が全体(3割負担前)で100万円だったとします。

その際、3割負担分は30万円となりますが、高額療養費をあてはめると、 $8万100円 + (100万円 - 26万7000円) \times 1\% = 8万7430円$ が負担上限となり、それを超えた額である30万円 - 8万7430円 = 21万2570円が還付されることとなります。